

平成 18 年 4 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号

D A オ フ ィ ス 投 資 法 人

代 表 者 名

執 行 役 員 杉 浦 信 治

(コード番号：8976)

問 合 せ 先

株 式 会 社 ダ ヴ ィ ン チ ・ セ レ ク ト

取 締 役 総 務 部 長

金 鎮 茂

TEL. 03-6215-9634

新生信託銀行株式会社受託物件に関するお知らせ

平成 18 年 4 月 26 日付けにて、金融庁より新生信託銀行株式会社（以下「同信託銀行」といいます。）に対して下された行政処分に関し、D A オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が保有している信託受益権のうち、同信託銀行を不動産管理信託受託者とする信託財産たる不動産が下記のとおり 3 物件ございますので、お知らせいたします。

記

物件名称	取得価格 (千円)	平成 17 年 6 月 30 日 時点の鑑定評価額 (千円)	鑑定評価会社	建物状況評価委託調査会社
ダヴィンチ猿楽町	3,000,000-	3,000,000-	森井総合鑑定株式会社	前田建設工業株式会社
ダヴィンチ茅場町 376	2,020,000-	2,020,000-	インリックス株式会社	前田建設工業株式会社
ダヴィンチ東池袋	2,958,000-	2,958,000-	株式会社中央不動産鑑定所	前田建設工業株式会社

本投資法人は、当該不動産に係る信託受益権の取得に際しましては、第三者専門機関を通じた鑑定評価書、エンジニアリング・レポート等の取得、現地調査を含む適正なデュー・デリジェンスを行っております。また、当該不動産に係る信託受益権の取得は利害関係者との取引に該当しますが、資産運用会社の利益相反対策ルールに則り、当該不動産に係る信託受益権の取得価格に関しましても、利害関係者から独立した第三者の鑑定評価に基づいて、資産運用会社における投資委員会、コンプライアンス委員会、取締役会の審議ならびに決議を経たうえで決定しており、本投資法人の投資方針および資産運用会社の社内規程に沿った適正な取引であると認識しております。本投資法人は、今回の同信託銀行に対する行政処分の詳細を検討し、今後の対応を慎重に判断いたします。尚、今後新たな調査結果等が判明した場合には、改めてご報告申し上げます。

以上

注) 平成 18 年 3 月 31 日に開催された第 3 回投資主総会におきまして、当投資法人の新執行役員に、松岡孝太郎が選任されております。しかしながら、松岡は投資信託委託業者の取締役であり、その執行役員就任については、投信信託及び投資法人に関する法律第 13 条並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 21 条に基づき兼職承認を受けることが条件となっており、その兼職承認が得られるまでの間、杉浦が執行役員としての責務を継続いたします。

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.da-office.co.jp>